

郵便往復はがき

往信

<差出人> 〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1-1
名古屋市環境局事業部 廃棄物指導課
産業廃棄物指導係

この調査は名古屋市環境局廃棄物指導課が実施しております。

本調査のお問い合わせ窓口は株式会社HOPEに委託しておりますが、市や県、その他の民間業者が金銭を要求することはありません。不審な点がございましたら、廃棄物指導課（052-972-2392）までご連絡ください。

PCBを使用した照明用安定器の保有に関する調査票

使用中の照明設備は感電の恐れがありますので、調査にあたっては電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）にご相談ください。

以下の設問について、該当箇所へ○印をお願いします。

1. 名古屋市内で昭和52年3月以前に建築された事業用建物をお持ちですか（過去に事業を行った建物や、アパート・マンション等の共同住宅をお持ちの場合も「はい」に○を付けてください。）

はい

いいえ ⇒調査終了です。

※昭和52年(1977年)3月以前に建築された事業用建物や、アパート・マンション等の共同住宅の共用部分には、PCB(毒性のある絶縁油)を使用した照明用安定器が設置されている可能性があります。

2. 設問1で「はい」と回答した建物は、昭和52年4月以降に、全ての照明器具を交換し、処分していますか（複数の建物をお持ちの方は、1つでも当てはまらないものがあれば「いいえ」に○を付けてください。）

はい ⇒調査終了です。

いいえ

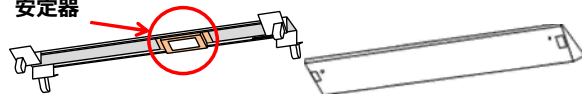
3. PCBを使用した照明用安定器を保管または設置していますか

はい

いいえ

未調査

安定器



※安定器は照明カバーのウラの部分にあります。

※家庭用の照明器具には PCB は使用されておりません。

お忙しい中、ご回答下さいまして、ありがとうございます。

切り取り線

郵便往復はがき

460 8790

435

2019年2月

名古屋市環境局廃棄物指導課

ポリ塩化ビフェニル(PCB)を使用した照明用安定器の
保有に関する調査について(お願い)

PCBを使用した照明用安定器については、所有者の責任で期限内に処理することが法律で義務づけられています。PCBを使用した照明用安定器は、処理期限の2021年3月31日までに、JESCO北九州で処理をしなければなりません。

この調査は期限内処理に向けたとても重要な調査です。お忙しいところ恐縮ですが保有する照明用安定器について、返信はがきの調査票に記入し、返信をお願いします。

なお、本調査は現在または過去に事業をされていたことのある建物を所有されている方に送付しております。

◆**回答期限:2019年5月10日(金)までを目安に投函をお願いします。(切手貼付不要です。)**

◆2018年10月に実施した調査で回答をいただいた方で調査番号を確認できなかった方にもお送りしております。お手数をおかけしますが、再度本調査にご回答をお願いいたします。

◆PCBを使用した照明用安定器は、事業用建物の中に設置されており、家庭用の照明器具にはPCBは使用されていません。現在または過去に事業で使われていた建物部分についてご回答ください。

◆調査内容や記入方法等について、ご不明な点は
株式会社HOPE (名古屋市委託業務)
052-218-6151 または 052-218-6152
までお問い合わせください(平日9時~17時 2019年3月5日(火)まで)
※本状到着後、数日間は電話が混み合っている場合があります。
2019年3月6日(水)以降は、環境局廃棄物指導課 052-972-2392
までお問い合わせください。

◆本調査の詳細につきましては、名古屋市公式ウェブサイトでも公開中です。
<http://www.city.nagoya.jp/kankyo/page/0000076853.html>
【ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用安定器の保管及び所有に関する調査について】

名古屋市中区三の丸
三丁目1番1号

返信

名古屋市役所環境局
廃棄物指導課 行

宛名ラベル記載の7ケタの調査番号をご記入ください。

調査番号	
所有建物の住所	名古屋市 区 (昭和52年以前に建てられ、現在または過去に事業用として使用した建物の住所を記入してください。)
ご記入者名	
電話番号	